

10. 各国産業財産権法概要一覧表

(1) 特許制度

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 必 要 理 人 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	新 の 規 性 基 判 断 準
ア ジ ア	AE	アラブ首長国連邦	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	-	-	※	○
	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×	×	その他	△
	BH	バーレーン	○	○	○	○	○	◎	-	×	○	-	-	その他(備1)	○
	BN	ブルネイ	×	○	×	×	○	(備1)	-	×	×	×	×	その他(備2)	-
	BT	ブータン	○	×	×	×	○(備1)	◎	要	×	○	-	-	その他(備2)	○
	CN	中国	○	○	○	×	○	◎	要(備1)	18月	○	出願(備2)	3年	(備3)	○
	HK	香港	○	○	○	×	○(備1)	◎	要	18月	×	公開	6月	※その他(備2)	○
	ID	インドネシア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○
	IL	イスラエル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-	-	(備1)	○
	IN	インド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願(備1)	48月	※その他	□
	IQ	イラク	○	×	×	×	○(備1)	◎	要	×	×	-	-	その他(備2)	○
	IR	イラン	○	×	×	×	○	◎	-	×	×	-	-	医薬、会計のための表	○
	J0	ヨルダン	○	○	×	×	○	○	-	×	○	×	×	※その他	△
	JP	日本	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備1)	○
	KH	カンボジア	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×	×	その他(備1)	○
	KR	韓国	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	5年	その他(備1)	○
	KW	クウェート	×	○	×	×	○	◎	要	×	×	-	-	その他(備1)	△
	LA	ラオス	○	×	○	×	○	◎	要	17月	×	×	×	※その他	○
	LB	レバノン	○	×	×	×	○	◎	要	×	○	-	-	その他(備)	○
	LK	スリランカ	○	○	○	×	○	◎	-	×	○	×	×	※	○
MM	ミャンマー	×	○	×	×	×	調査時点において特許法は未制定								
MN	モンゴル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-	-	※その他	○	
MO	マカオ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	7年	※その他	○	
MV	モルディブ	×	○	×	×	×	調査時点において特許法は未制定								
MY	マレーシア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	(備1)	※その他	○	
NP	ネパール	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	-	-	その他(備)	△	

13		14		15		16	17	18	19	20	備考
存続期間		異議申立		無効審判		実(施年義務)	E	E	A	O	
起算日	期(年)	起算日	期	起算日	期		P	P	R	P	
出願	20	公開	60日	×		3	×	×	×	×	
出願	16延5	公開	4月	○(備)		-	×	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
出願	20	×(備2)		○(備3)		(備4)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供が行なえる。 (備3)利害関係人は行政機関に申立てることができる。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	(備3)	×		-		×	×	×	×	×	(備1)英国、マレーシア、シンガポールにおける特許権者及びその承継人。 (備2)公共の利益に反する発明。 (備3)英国、マレーシア又はシンガポールにおける当該特許権の残存期間。
出願	20	-		◎		-	×	×	×	×	(備1)ただし調査時点において、特許法は未施行。 (備2)人・動物の治療方法等。
出願	20	×(備4)		◎		3	×	×	×	×	(備1)特許代理機構に委任する。 (備2)優先権があるものは優先日を言う。 (備3)原子核変換、その他 (備4)情報提供が行える。
出願	20	-		◎		×	×	×	×	×	(備1)英国特許(EP経由を含む)又は中国特許出願を基礎に登録請求する制度。なお、香港に直接出願する短期特許(出願日から8年)の制度もあり。 (備2)人・動物の治療方法等
出願	20	公開	6月	◎		3	×	×	×	×	
出願	20延5(備2)	公開	3月	◎		(備3)	×	×	×	×	(備1)①治療処置方法 ②植物又は動物の新種。 (備2)医薬品、農業(最長5年)。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開/公報	(備2)	◎		3	×	×	×	×	(備1)優先権があるものは優先日を言う。 (備2)特許付与前：公開から特許付与までの間/特許付与後：特許付与の公告日から1年。
出願	20	×		◎		(備3)	×	×	×	×	(備1)連合暫定施政当局(CPA)指令第81号。 (備2)公序良俗に反する発明、建設物の設計等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	(備)	×		◎		5	×	×	×	×	(備)10、15又は20(出願人が選択する)
出願	20	公開	3月	◎		(備)	×	×	×	×	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)	×(備3)		◎		(備4)	×	×	×	×	(備1)公序良俗に反する発明。 (備2)医薬品、農業(最長5年)。 (備3)情報提供が行える。 (備4)特許法83条(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定) 同法92条(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定) 同法93条(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)
出願	20	-		○(備2)		(備3)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)	-		公報	3月(備3)	3	×	×	×	×	(備1)公序良俗に反するもの。 (備2)医薬品、農業(最長5年)。 (備3)何人も請求できる期間あり、その後は利害関係人又は審査官のみが請求できる。
出願	20	公開	2月	◎		2	×	×	×	×	(備)食品、医薬品、調合薬等
出願	20	×		◎		3	×	×	×	×	
出願	20	-		◎		3	×	×	×	×	(備)発見、科学的理論及び数学的方法、事業活動又はゲーム方法、人・動物の治療方法等
出願	20	-		◎		×	×	×	×	×	
左記参照							×	×	×	×	
出願	20	(備)	3月	◎		3	×	×	×	×	(備)クレームが公報に掲載された日
出願	20	×(備)		◎		3	×	×	×	×	(備)情報提供制度(公告日から登録までの間)あり。
左記参照							×	×	×	×	
出願	20	×		◎		(備2)	×	×	×	×	(備1)出願日から2年。通常審査の請求は1年、修正実体審査の請求は2年延長可。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
登録	7延7ずつ2回	公報	35日	◎		-	×	×	×	×	(備)公序良俗に反するもの

第6章 その他統計・資料

州名	国 コ ロ ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	新 の 規 性 基 判 断 準
ア ジ ア	OM	オマーン	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	36月	その他(備1)	○
	PH	フィリピン	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	その他	○
	PK	パキスタン	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	-		※その他	○
	QA	カタール	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○
	SA	サウジアラビア	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	×		※	○
	SG	シンガポール	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	(備1)	その他(備2)	○
	SY	シリア	○	×	○	×	○	◎	要	×	×	×		医薬(備)	○
	TH	タイ	○	○	○	×	○	◎	要	(備1)	○	公開	5年	※その他	□
	TW	台湾	×	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○
	VN	ベトナム	○	○	○	×	○	◎	要	19月	○	出願(備1)	42月	※その他(備2)	○
YE	イエメン	○	×	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	
ア メ リ カ	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	AR	アルゼンチン	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○
	BB	バルバドス	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	□
	BO	ボリビア	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○
	BR	ブラジル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○
	BS	バハマ	○	×	×	×	○	◎	-	×	○	×		(備)	○
	BZ	ベリーズ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○
	CA	カナダ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	5年	科学的原理、抽象的理論、治療方法等	○
	CL	チリ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-		※その他	○
	CO	コロンビア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○
CR	コスタリカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
CU	キューバ	○	○	○	×	○	○	要	×	×	×		※(備1)	○	
DO	ドミニカ共和国	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	×		※(備1)	○	
DM	ドミニカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	○	

13 存続期間		14 異議申立		15 無効審判		16 突(施 年 義 務)	17 E P C	18 E A P O	19 A R I P O	20 O A P I	備考
起 算 日	期(年 間)	起 算 日	期(年 間)	起 算 日	期(年 間)						
出願	20	×		○(備2)		(備3)	×	×	×	×	(備1)動物の生産のための本質的な生産学的方法。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		◎		(備)	×	×	×	×	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	4月	◎		(備)	×	×	×	×	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	3月	-		3	×	×	×	×	(備)人・動物の治療方法等
出願	20	公報	90日	◎		(備)	×	×	×	×	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備3)	×		◎		(備4)	×	×	×	×	(備1)ファーストラックの場合は21月、スロートラックの場合は39月(何れも出願日又は優先日から)。 (備2)治療方法、診断方法等。 (備3)IPQSにおける手続の遅延による特許期間延長制度有。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15	×		◎		2	×	×	×	×	(備)財務上の計画及び組合せ、医薬の処方及び混合
出願	20	公開	90日	○(備2)		(備3)	×	×	×	×	(備1)方式要件を満たしている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		◎		×	×	×	×	×	
出願	20	公開	(備3)	◎		(備4)	×	×	×	×	(備1)優先権があるものは優先日を言う。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)公開日以降審査段階にある間。 (備4)期間の定めはない。
出願	15	公開	6月	◎		(備2)	×	×	×	×	(備1)食品、薬品、治療用医薬品関連の非化学的発明等。 (備2)期限の定めはない。
出願	20	公開	2月	○(備2)		(備3)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		○(備3)		(備4)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)公開後60日間、情報提供が行なえる。 (備3)無効は裁判所に提訴する。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5	-		◎		(備2)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	60日	◎		(備2)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備)		◎		3	×	×	×	×	(備)特許付与に対して情報提供が行なえる。
出願	16	×		◎		×	×	×	×	×	(備)動植物の品種等
出願	20	公開	2月	○(備2)		(備3)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等、人・動物の生命・健康を守るために必要な発明等。 (備2)裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備1)		○(備2)		3	×	×	×	×	(備1)特許付与に対して情報提供が行なえる。 (備2)無効は裁判所に提訴する。
出願	20	公開	45日	○(備)		-	×	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
出願	20	公開	60日	◎		(備)	×	×	×	×	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
登録	12(備2)	公開(備3)	30日	◎		1	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法。 (備2)医療、農薬、食品等については1年。 (備3)最初の公告(公開)
出願	10延5	×		◎		(備2)	×	×	×	×	発明者証の制度あり。 (備1)化学物質、医薬、食品、治療方法等の発明は発明者証のみ可能。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		◎		(備2)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)	×		○(備3)		(備4)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)医薬品・農薬は5年延長可能。 (備3)無効は裁判所に提訴する。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国 コ ロ ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	新 の 規 性 基 判 断 準
ア メ リ カ	EC	エクアドル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○
	GD	グレナダ	○	○	○	×	○	特許法の条文等の情報を入手できず内容未確認							
	GT	グアテマラ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	△
	HN	ホンジュラス	○	○	○	×	○	◎	要	(備1)	○	×		※	○
	HT	ハイチ	○	○	×	×	○	◎	-	-	×	×		その他(備)	○
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	○	要	×	○	-		-	△
	KN	セントクリストファー・ネービス	○	○	○	×	○(備)	◎	-	-	×	-		-	-
	LC	セントルシア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	(備1)		その他(備2)	○
	MX	メキシコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	○(備1)		※その他(備2)	○
	NI	ニカラグア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	公開	6月	※その他(備1)	○
	PA	パナマ	○	○	×	×	○	◎	要	18月	×(備1)	-		※その他(備2)	○
	PE	ペルー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○
	PY	パラグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	×		※医薬(備1)	○
	SR	スリナム	○	○	×	×	○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	○
	SV	エルサルバドル	○	○	○	×	○	◎	-	(備1)	○	公開	6月	※その他(備2)	○
TT	トリニダード・トバゴ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	○	
US	米国	○	○	○	×	○	○	-	18月(備1)	○	×		原子兵器における特殊な核物質	□	
UY	ウルグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	120日	※その他(備1)	○	
VC	セントビンセント	○	○	○	×	○(備1)	◎	-	×	×	×		その他(備2)	△	
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○	

13		14		15		16	17	18	19	20	備考
存続期間		異議申立		無効審判		実(施年義務)	E P C	E A P O	A R I P O	O A P I	
起算日	期(年)	起算日	期(月)	起算日	期(月)						
出願	20	公開	60日	◎		(備)	×	×	×	×	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
左記参照							×	×	×	×	
出願	20	×(備2)		◎		×	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度(公告日から3月間)あり。
出願	16	公開	2月	公報	12月(備2)	3	×	×	×	×	(備1)化学的方法により得られる物質、食料又は医薬に用いる物質等。 (備2)裁判所に提訴することもできる。(期限の定めなし)
出願	20	公開	90日	◎		(備2)	×	×	×	×	(備1)特許要件を備えている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
登録	5延5ずつ2回	×		◎		×	×	×	×	×	(備)公序良俗に反するもの。
登録	14延7	×		◎		×	×	×	×	×	
出願	14	公開	3月	-		-	×	×	×	×	(備)英国特許の確認制度あり。
出願	20	公開	2月	◎		3	×	×	×	×	(備1)調査報告書の請求、調査及び審査報告書の請求、又は対応外国出願の詳細情報の提出の何れかをしなければならない。 (備2)人・動物の治療方法等。
出願	20	×		◎		(備3)	×	×	×	×	(備1)公開後、所定の料金を支払うと実体審査が行われる。 (備2)人・動物の診断、治療方法等 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		○(備3)		×	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度あり。 (備3)無効は裁判所に提訴する。
出願	20	×		◎		×	×	×	×	×	(備1)明らかに新規性を欠く場合には拒絶される。 (備2)人・動物の治療方法等。
出願	20	公開	30日	◎		(備)	×	×	×	×	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○(備2)		(備3)	×	×	×	×	(備1)2005.1.1から特許対象。 (備2)無効は民事商事裁判所に提訴する。付与手続き違反で特許が付与された場合には、特許付与日から5年又はパラグラフIにおける発明の実施開始日から2年の何れか早く終了する時点までの時効規定が適用される。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		◎		(備2)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備3)		◎		(備4)	×	×	×	×	(備1)方式要件を備えている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)情報提供が行なえる。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		◎		(備2)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等、数学的方法、その他。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備2)	×		×		×	×	×	×	×	(備1)出願人が出願時に、出願公開が義務付けられている国に出願する意図がなく、またその後もその意図がないことを宣言したときには出願公開は行なわれない。 (備2)医薬品等の特許は最長5年間延長可能。ただし延長期間は認可から14年を限度とする。
出願	20	×(備2)		◎		(備3)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)出願の公開から60日以内に意見書を提出できる。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	14(備3)	公報	2月	○(備4)		(備5)	×	×	×	×	(備1)英国特許の確認特許制度あり。 (備2)法律又は公序良俗に反する発明。 (備3)報酬不十分の場合、延長7年(例外的に延長14年)あり。 (備4)無効は裁判所に提訴する。 (備5)期限の定めなし。
登録	5又は10	公開	60日	○(備2)		2	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する(異議申立を行なわなかった人のみ。登録から2年以内)。

第6章 その他統計・資料

州名	国 コ ロ ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	審査請求		非 特 許 対 象	新 規 性 基 判 断 準
												起 算 日	期 間		
ヨ ロ ッ パ	AD	アンドラ	○	×	×	×	○(備1)	◎	要	18月	×	-		その他(備2)	○
	AL	アルバニア	○	○	○	○(備1)	○	◎	要	18月	×	-		※その他(備2)	○
	AM	アルメニア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他	○
	AT	オーストリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○
	AZ	アゼルバイジャン	○	×	○	×	○	◎	要	12月	○	×		※その他(備)	○
	BA	ボスニア・ヘルツゴビナ	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○
	BE	ベルギー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※(備1)	○
	BG	ブルガリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	13月	※その他(備1)	○
	BY	ベラルーシ	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○
	CH	スイス	○	○	○	○	○	◎	要	×	×	×		※その他(備1)	○
	CY	キプロス	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	-		※	○
	CZ	チェコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○
	DE	ドイツ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	7年	※その他(備1)	○
	DK	デンマーク	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○
	EE	エストニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	-		※その他(備1)	○
	ES	スペイン	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	(備1)	6月	※	○
	FI	フィンランド	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※	○
	FR	フランス	○	○	○	○(備1)	○	◎	要	18月	○	×		※(備2)	○
	GB	英国	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○
	GE	グルジア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
GR	ギリシャ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	-		※	○	
HR	クロアチア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○(備1)	公開	6月	※その他(備2)	○	
HU	ハンガリー	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	(備1)	6月	※その他(備2)	○	
IE	アイルランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※	○	
IS	アイスランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	
IT	イタリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	
KG	キルギス	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他	○	

13		14		15		16	17	18	19	20	備考
存続期間		異議申立		無効審判		実 施 年 義 務	E P C	E A P O	A R I P O	O A P I	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
出願	20		×		○(備3)	(備4)	×	×	×	×	(備1) 施行規則が未制定で出願受付に至っていない。 (備2) 人・動物の治療方法等(動物の品種を除く)。 (備3) 無効は裁判所に提訴する。 (備4) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	9月		○(備3)	(備4)	○(備5)	×	×	×	(備1) 2010. 5. 17に効力発生。 (備2) 人・動物の治療方法等。 (備3) 無効は裁判所に提訴する。 (備4) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。 (備5) 2010. 5. 1に効力発生。
出願	20(備1)		×		◎	(備2)	×	○	×	×	(備1) 医薬品・農薬の特許は最長5年延長可能。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	4月		◎	(備2)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	6月		◎	3	×	○	×	×	(備) 人・動物の治療方法等。
出願	20	公報(備2)	6月		◎	(備3)	△	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無審査で付与される特許(Consensual patent)について異議申立が行なえる。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備2)		×		◎	3	○	×	×	×	(備1) 植物新品種は植物品種保護法により保護。 (備2) サーチレポートのサーチ手数料を納付しない場合、又はサーチレポートを提出しない場合は6年。
出願	20	公開	3月		◎	(備2)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)		×		○(備3)	5	×	○	×	×	(備1) 公共の利益に反する発明。 (備2) 実施に関係当局の承認が必要な場合は最長5年の延長可。 (備3) 権利有効期間中。
出願	20	公報(備2)	3月		◎	(備3)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 1995年10月1日以前で完全審査対象の出願のみ。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	(備)		◎	4	○	×	×	×	(備) 期間の定めはない。
出願	20		×	(備2)	◎	(備3)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 意見書を提出できる。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願日の翌日	20	公報	3月		○(備2)	×	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法、遺伝配列の単なる発見等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。
出願	20	公報	9月		◎	(備2)	○	×	×	×	(備1) 植物新品種は植物品種法により保護。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の期間が経過したとき。
出願	20		×	公報	9月	(備2)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法、遺伝子配列、集積回路配置。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	2月		○(備2)	(備3)	○	×	×	×	(備1) サーチレポートの公開から6月以内。 (備2) 無効は存続期間中及びその消滅後5年以内に提起する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	登録	9月		○(備1)	(備2)	○	×	×	×	(備1) 無効は裁判所に提訴する。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		×	(備3)	○(備4)	(備5)	○	×	×	×	(備1) 2010. 1. 5に効力発生。 (備2) 植物新品種は植物品種保護法により保護。 (備3) 意見書を提出することができる。 (備4) 無効は裁判所に提訴する。 (備5) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		×	(備2)	◎	3	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 公開後情報提供制度あり。
出願	20	公報	3月		○(備2)	3	×	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 利害関係人は、再審査を請求することができる。また、無効は裁判所に提訴することもできる。
(備1)	20		×		◎	(備2)	○	×	×	×	(備1) 出願日の翌日から起算する。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報(備3)	6月		◎	3	○	×	×	×	(備1) 実体審査不請求の場合は、権利期間は出願日から10年。 (備2) 人・動物の治療方法等。 (備3) 「実体審査不請求」のものについてのみあり、特許付与請求公告日から6月。
出願	20		×		◎	(備3)	○	×	×	×	(備1) 出願と同時に新規性調査の公式の通知の日。 (備2) 人・動物の治療方法、工業又は商業目的での人間の胚の使用等。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		×		◎	-	○	×	×	×	
出願	20	公報	9月		○(備2)	(備3)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	2月		○(備2)	(備3)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	登録	(備)		×	3	×	○	×	×	(備) 権利有効期間中。

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	審 査 請 求 起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	新 の 規 性 基 判 断 準
ヨ ー ロ ッ パ	KZ	カザフスタン	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備1)	○
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	×	スイスとの協定により、スイス特許法の効力が及ぶ							
	LT	リトアニア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	-	-	※その他	○
	LU	ルクセンブルグ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	出願	7年	※その他(備1)	○
	LV	ラトビア	○	○	○	○(備1)	○	◎	要	18月	○	-	-	その他(備2)	○
	MC	モナコ	○	×	○	×	○	◎	要	-	×	-	-	(備1)	○
	MD	モルドバ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他	○
	ME	モンテネグロ	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○
	MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	○	○	○	○(備1)	○	◎	要	×	○	出願	2年	※その他(備2)	○
	MT	マルタ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×	×	※その他(備1)	○
	NL	オランダ	○	○	○	○(備1)	○	◎	要	18月	×	出願	13月	※	○
	NO	ノルウェー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	-	-	※	○
	PL	ポーランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×	×	※その他	○
	PT	ポルトガル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×	×	※その他(備1)	○
	RO	ルーマニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他(備1)	○
	RS	セルビア	○	×	○	○(備1)	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備2)	○
	RU	ロシア	○	×	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○
	SE	スウェーデン	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×	×	※	○
	SI	スロベニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×	×	※その他	○
	SK	スロバキア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○
SM	サンマリノ	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	×	×	その他(備1)	○	
TJ	タジキスタン	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○	
TM	トルクメニスタン	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	5年	※その他(備1)	○	
TR	トルコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	15月	※	○	
UA	ウクライナ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備)	○	
UZ	ウズベキスタン	○	×	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備)	○	
VA	バチカン	○	×	×	×	イタリア特許法を適用・イタリアで取得した特許権が効力を有する									

13 存続期間		14 異議申立		15 無効審判		16 実 施 年 義 務	17 E P C	18 E A P O	19 A R I P O	20 O A P I	備考
起 算 日	期 間 年	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
出願	20延5(備2)	登録	(備3)	◎		4	×	○	×	×	(備1) 公序良俗に反するもの等。 (備2) 実施に当局の承認が必要な場合は、最長5年延長できる。 (備3) 権利有効期間中。
左記参照							○	×	×	×	
出願	20	×		◎		×	○	×	×	×	
出願	20	×		○(備2)		(備3)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等情報提供制度あり(公開から特許付与までの間)。 (備2) 無効審判は最高裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	9月	○(備3)		4	○	×	×	×	(備1) 2010. 6. 12に効力発生。 (備2) 人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明。 (備3) 無効は裁判所に提訴する。
出願	20	×		○(備2)		3	○	×	×	×	(備1) 医薬品、財務手法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。
出願	20(備1)	公報	6月	○(備2)		-	×	○	×	×	(備1) 医薬品は最長5年延長可能。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。
出願	20	×		◎		(備2)	△	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明等。 (備2) 期限の定めはない。
出願	20延5(備3)	×		◎		(備4)	○	×	×	×	(備1) 2010. 4. 22に効力発生。 (備2) 人・動物の治療方法、人体の要素の単なる発見。 (備3) 医薬品及び農薬は最長5年延長可能。 (備4) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		◎		(備2)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○(備2)		3	○	×	×	×	(備1) 2010. 12. 27に効力発生。 (備2) 無効請求時には裁判所に無効事由の適用に関する勧告書を提出する。
出願	20	公報	9月	○(備1)		(備2)	○	×	×	×	(備1) 無効は裁判所に提訴する。また、特許が正当な権利者以外の者に付与されたことを理由とする訴訟は、事実を正当な権利者が知った日から1年以内に提訴しなければならない。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	6月	◎		3	○	×	×	×	
出願	20	公開	3月	◎		(備2)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	6月	○(備2)		(備3)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○(備3)		(備4)	○(備5)	×	×	×	(備1) 2010. 8. 20. に効力発生。 (備2) 人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明等。 (備3) 無効宣言請求制度 (備4) 期限の定めはない。 (備5) 2010. 10. 1に効力発生。
出願	20	-		◎		4	×	○	×	×	
出願	20	公報	9月	○(備1)		(備2)	○	×	×	×	(備1) 無効は裁判所に提訴する。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		◎		(備)	○	×	×	×	(備) 期限の定めはない。
出願	20	×	(備1)	◎		(備2)	○	×	×	×	(備1) 何人も「意見書」を提出できる。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×	(備2)	◎		(備3)	○	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 情報提供制度がある。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		◎		5	×	○	×	×	
出願	20(備2)	×		○(備3)		5	×	○	×	×	(備1) 回路配置。 (備2) 医薬、殺虫剤、農薬は最長5年延長可能。 (備3) 虚偽記載を理由とするときは裁判所に提訴する。
出願	20	(備)	6月	◎		3	○	×	×	×	(備) サーチレポートの公開日。
出願	20	公報	6月	◎		3	×	×	×	×	(備) 人・動物の治療方法等。
出願	20	×		◎		3	×	×	×	×	(備) 公序良俗に反する発明等。
左記参照							×	×	×	×	

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	6 出 願 人 の 資 格	7 現 地 必 要 性	8 公 開 月 制 度	9 審 査 制 度	10 審 査 請 求 起 算 期 間		11 非 特 許 対 象	12 新 の 規 性 基 判 断 準	
												日	間			
ア フリ カ	A0	アンゴラ	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○	
	BF	ブルキナファソ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	○	◎	-	-	×	×		その他(備)	□	
	BJ	ベナン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	BW	ボツワナ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	CF	中央アフリカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	CG	コンゴ共和国	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	CI	コートジボアール	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	CM	カメルーン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	×	調査時点において特許法は未制定								
	DZ	アルジェリア	○	×	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	EG	エジプト	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	GA	ガボン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	GH	ガーナ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	GM	ガンビア	○	○	○	×	○	◎(備1)	-	×	○	-		※その他(備2)	-	
	GN	ギニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-		※その他(備1)	○	
	GQ	赤道ギニア	○	×	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	GW	ギニアビサウ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	KE	ケニア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※	○	
KM	コモロ	○	×	○	×	○	特許法の条文等の情報を入手できず内容未確認									
LR	リベリア	○	×	○	×	○	◎	要	-	×	×		その他(備1)	○		
LS	レソト	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	□		
LY	リビア	○	×	○	×	○	◎	要	-	×	-		医薬、食物	△		
MA	モロッコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月(備1)	×	×		※	○		
MG	マダガスカル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		医薬、食物	○		
ML	マリ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○		
MR	モーリタニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○		

13		14		15		16	17	18	19	20	備考
存続期間		異議申立		無効審判		実(施年義務)	E P C	E A P O	A R I P O	O A P I	
起算日	期(年)	起算日	期(年)	起算日	期(年)						
出願	15		×		○(備2)	2	×	×	×	×	(備1)人・動物用の食品、医薬、化学製品等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。
出願	20		-		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		-		◎	2	×	×	×	×	輸入特許の制度あり。 (備)産業又は取引の上で使用不可能な発明。
出願	20		-		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		-		◎	(備2)	×	×	○	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備2)		-		◎	(備3)	×	×	×	×	輸入特許の制度あり。 (備1)人・動物の治療方法等。 (備2)医療に関する特許は出願日より15年。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		-		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		-		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		-		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		-		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
左記参照							×	×	×	×	
出願	20		×		○(備2)	(備3)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	60日		◎	(備2)	×	×	×	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		-		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		×		○(備2)	(備3)	×	×	○	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
英国特許権の 残存期間			-		○(備3)	(備4)	×	×	○	×	(備1)出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)無効は裁判所に提訴する。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		-		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		×		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		×		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		×		○(備1)	(備2)	×	×	○	×	(備1)無効は裁判所に提訴する。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
左記参照							×	×	×	×	
出願	20		×		○(備2)	(備3)	×	×	○(備4)	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。 (備4)2010.3.24に効力発生。
出願	15延5		×		○(備2)	(備3)	×	×	○	×	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5	公開	2月		○(備)	3	×	×	×	×	(備)無効審判は連邦上級裁判所に提訴する
出願	20		×		○(備2)	(備3)	×	×	×	×	(備1)補償金請求権はない。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5		×		○(備1)	(備2)	×	×	×	×	(備1)無効は裁判所に提訴する。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		-		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20		-		○(備2)	(備3)	×	×	×	○	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	
			パ バ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 必 要 理 人 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	新 の 規 性 基 判 断 準	
ア フ リ カ	MU	モーリシャス	○	○	×	×	○	◎	要	-	×	-	-	※その他(備1)	○	
	MW	マラウイ	○	○	○	×	○	◎	要	-	×	-	-	その他(備1)	△	
	MZ	モザンビーク	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×	×	※その他(備1)	○	
	NA	ナミビア	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×	×	(備1)	○	
	NE	ニジェール	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	×	その他(備1)	○	
	NG	ナイジェリア	○	○	○	○	○	◎	要	×	×	×	×	(備1)	○	
	RW	ルワンダ	○	○	×	×	○	◎	-	-	×	×	×	(備1)	□	
	SC	セーシェル	○	×	○	×	○	◎	要	-	×	-	-	-	△	
	SD	スーダン	○	×	○	×	○	◎	要	-	×	-	-	(備1)	○	
	SL	シエラレオネ	○	○	○	×	○	◎(備1)	-	×	×	×	×	-	-	
	SN	セネガル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	×	※その他(備1)	○	
	ST	サントメ・プリンシペ	○	×	○	×	×	調査時点において特許法は未制定								
	SZ	スワジランド	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	×	その他(備1)	○	
	TD	チャド	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	×	※その他(備1)	○	
	TG	トーゴ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	×	※その他(備1)	○	
	TN	チュニジア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	×	※その他(備1)	○	
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)					○	◎	要	-	○	-	-	※その他(備1)	○	
		(旧ザンジバル)	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×	×	※その他(備1)	○	
	UG	ウガンダ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-	-	※その他(備1)	○	
ZA	南アフリカ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×	×	※その他(備1)	○		
ZM	ザンビア	○	○	○	×	○	◎	要	-	×	-	-	その他(備1)	□		
ZW	ジンバブエ	○	○	○	×	○	◎	-	×	○	-	-	※その他(備1)	□		
オ セ ア ニ ア	AU	オーストラリア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	完全	5年	その他(備1)	○	
	FJ	フィジー	×	○	×	×	○	◎	-	-	○	-	-	その他(備1)	△	
	NZ	ニュージーランド	○	○	○	×	○	◎	要	(備1)	○	×	×	※その他	△	
	PG	パプアニューギニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×	×	(備1)	○	
	SB	ソロモン	×	○	×	×	○	特許法の条文等の情報を入手できず内容未確認								
	TO	トンガ	○	○	×	×	○	◎	要	(備1)	×	×	×	(備2)	□	

13		14		15		16	17	18	19	20	備考
起算日	期(年)	起算日	期(年)	起算日	期(年)	実(施年義務)	E P C	E P O	A R I P O	O A P I	
出願	20	×		◎		(備2)	×	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
完全	16	公開	3月	◎		(備2)	×	×	○	×	(備1) 既知の成分の混合からなる医薬、食品。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	60日	○(備2)		(備3)	×	×	○	×	(備1) 人・動物の治療方法、原子核変換により得られるもの。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	14(備2)	×		○(備3)		3	×	×	○	×	(備1) 法律、道徳に反する発明。 (備2) 報酬が不十分な場合は7年(例外的に14年)延長できる。 (備3) 無効は裁判所に提訴する。
出願	20	-		○(備2)		(備3)	×	×	×	○	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		◎		(備2)	×	×	×	×	(備1) 植物、動物の新種。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		◎		2	×	×	○(備2)	×	輸入特許の制度あり。 (備1) 産業または商業に使用できない発明 (備2) 2011.9.24に効力発生
出願	14延7	公開	2月	◎		-	×	×	×	×	
出願	20	-		◎		(備2)	×	×	○	×	(備1) 科学的原理及び発見。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
英国特許権の 残存期間		-		○(備2)		×	×	×	○	×	(備1) 出願は英国の特許権者のみ可能。英国特許の日から3年以内に 出願しなければならない。 (備2) 無効は高等裁判所に提訴する。
出願	20	-		○(備2)		(備3)	×	×	×	○	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
左記参照							×	×	×	×	
出願	20	×		○(備2)		-	×	×	○	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。
出願	20	-		○(備2)		(備3)	×	×	×	○	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		○(備2)		(備3)	×	×	×	○	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報(備2)	2月	○(備3)		(備4)	×	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2)、(備3) 何れも裁判所に提訴する。 (備4) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	10延5ずつ 2回	-		◎		(備2)	×	×	○	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	(備2)	○(備3)		(備4)					(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 出願の公開から特許付与までの間。 (備3) 無効は裁判所に提訴する。 (備4) 不十分な実施は、強制実施権設定の対象となる。
登録	15延5	×		○(備2)		(備3)	×	×	○	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		◎		(備2)	×	×	×	×	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
完全	16延5	公開	3月	○(備2)		(備3)	×	×	○	×	(備1) 既知の成分の混合からなる医薬、食品。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	3月	○(備2)		(備3)	×	×	○	×	(備1) 既知の成分の混合からなる医薬、食品、人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
完全	20	公開	3月	○(備2)		3	×	×	×	×	(備1) 人及びその生成のための生物学的な方法。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。
登録	14(備2)	公開	3月	○(備3)		-	×	×	×	×	(備1) 新規性、有用性を欠く発明。 (備2) 英国特許の再登録制度あり。英国特許の日から3年以内に 出願(EP経由を含む)。存続期間は英国特許の残存期間。 (備3) 無効は最高裁判所に提訴する。
完全	20	公開	3月	○(備2)		3	×	×	×	×	(備1) 完全明細書が受理されると公開され、仮保護が与えられる。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。
出願	20	×		○(備2)		×	×	×	×	×	(備1) 環境を深刻に害する発明等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。
左記参照							×	×	×	×	
出願	20	×		○(備3)		(備4)	×	×	×	×	(備1) 出願の要約が公告(公開)される。 (備2) 人・動物の治療方法、事業/ゲーム等の方法等。 (備3) 無効は裁判所に提訴する。 (備4) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	審 査 請 求 起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	新 の 規 性 基 判 断 準
国際 機関	AP	アフリカ地域工業所有権機関(ARIPO)	×	×	×	×	○	◎	要	×	○	×		(備)	○
	EA	ユーラシア特許庁(EAPO)	×	×	×	×	○	◎	要	18月	○	調査報告書の公開日	6月	※その他(備1)	○
	EP	欧州特許庁(EPO)	×	×	×	×	○	◎	要	18月	○	欧州調査報告書の公開日	6月	※その他(備1)	○
	OA	アフリカ知的財産権機関(OAPI)	×	×	×	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○

(資料) 特許庁「平成23年度各国の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- 1 パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 2 WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを示す。
- 3 PCT(特許協力条約)の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 4 PLT(特許法条約)の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 5 特許法の項中、「○」は特許法があることを、「×」はないことを、「暫」は暫定法があることを示す。
- 6 出願人の資格の項中、「◎」は「発明者又は承継人が出願できることを」、「○」は発明者又はその相続人のみが出願できることを示す。
- 7 代理人の必要性の項中、「要」は「現地に居所を有しない者は、手続きを行なう際に現地代理人を必要とする」ことを示す。
- 8 公開制度の項中、月数は、出願日又は優先日のいずれか早い日からの期間を示し、当該期間の経過後に出願が公開されることを示す。「×」は出願公開制度を有していないことを示す。
- 9 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。
- 10 審査請求の項中、「×」は審査請求制度を有していないことを示す。また、審査請求における「起算日」は、審査請求ができる期間の起算日を示し、「出願」は出願日、「公開」は出願公開日(登録前)を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ起算日とすることを示す。
- 11 非特許対象の項中に記載の物質については、当該物質そのものの発明に特許を与えないこととどまり、その製法は何れも特許対象となり得るものを意味し、非特許対象が(1)発見、科学的理論及び数学的方法、(2)美的創作物、(3)ゲームの方法、事業活動の方法及びコンピュータプログラム、(4)情報の提示、及び(5)動植物の品種の全てを含む場合に「※」を記している。
- 12 新規性判断の基準の項中、「○」は「内外国知・内外国刊行物」を、「□」は「国内知・内外国刊行物」を、「△」は「国内知・国内刊行物」を基準としている場合を示す。
- 13 存続期間における「起算日」は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は特許登録日、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ、起算日とすることを示す。また、期間の項中、「延」とあるのは、期間延長制度があることを示す。
- 14 異議申立の項中、「×」は異議申立制度がないことを示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は特許登録日、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
- 15 無効審判の項中、「◎」は特許庁に請求できる無効審判制度がある場合を、「○」は無効審判制度に類するものがある場合を、「×」は無効審判制度がない場合を示す。また、無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、起算日とすることを示す。
- 16 実施義務の項中、年数の表示は実施義務があり、この場合における特許実施の必要とする期間であり、「×」は実施義務がない場合を示す。
- 17 EPC(欧州特許条約)の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「△」は欧州特許を拡張することができる国を、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 18 EAPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 19 ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 20 OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。

「備考」の項中、

- (イ) 「発明者証」とは、社会主義国において採用されているもので、発明に対しては「発明者証」又は「特許」(資本主義国のそれと同じ)の何れかが出願人の選択により付与されるが、「発明者証」を付与されたときは、その実施権は国家に法律上当然帰属することとなり、被交付者は単に「報酬」、「所得税減免等の特典」等を付与されるにすぎないものであるものをいう。
- (ロ) 輸入特許(又は確認特許)とは、外国特許を有する者がその外国特許について特許出願することにより保護が得られるもので、出願審査に際しては一般の特許性判断基準が適用されないこととなるものをいう。

上記表中、タンザニアは旧タンガニカ及び旧ザンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においては、それぞれ独立前の法律により行なわれている。

上記表の全ての項に共通して、「-」は不明な場合を示す。

※情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先：国際課

13		14		15		16	17	18	19	20	備考
存続期間		異議申立		無効審判		実(施年義務)	E P C	E A P O	A R I P O	O A P I	
起算日	期(年)	起算日	期	起算日	期						
出願	20	×		(備)		(備)	/	/	/	/	(備) 各締約国の国内規定に委任されている。
出願	20	公報	6月	◎		(備2)	/	/	/	/	(備1) 公序良俗に反する発明。 (備2) 各締約国の国内規定に委任されている。
出願	20	公報	9月	(備2)		(備3)	/	/	/	/	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2)、(備3) 各締約国の国内規定に委任されている。
出願	20	×		○(備2)		(備3)	/	/	/	/	(備1) 人・動物の治療方法等。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。